



利用契約書って大切ななの？



A. サービスに関する「契約」の書類だよ。

[障がい福祉事業](#)は、事業者と利用者が「契約」によってサービスを利用する仕組みになっているんだ。

利用契約書の作成は、必ず行わなければならないんだよ。
法律で決められていることなんだ。

実地指導、というのがあるんだけど、その時にも必ずチェックされる書類だよ。
それだけ重要なものなんだね。
そして、利用者と契約するときに、説明をして確認をもらわなければいけないんだよ。

利用契約書にて説明すべき事項は、以下のとおりだよ。

- ・法人名称・所在地
- ・事業所名称・所在地
- ・[提供するサービスの内容](#)
- ・[提供するサービスの利用者が支払うべき額](#)に関する内容
- ・契約期間
- ・サービスの提供開始年月日
- ・[苦情を受け付けるための窓口](#)
- ・秘密保持について

の8項目は必須だよ。

かならず2部同じものを作成して、それぞれに署名・押印してもらわなければいけないんだ。
事業所と利用者が割印を押すことも必要だよ。
ひとつは事業所が、もう一つは利用者がそれぞれ保管するんだよ。

[《MENU》](#)

[《療育手帳ってどういうもの？](#)

[法令上の適正な運営って？》](#)